

証明書類等

- 1 下記のA欄に掲げる資産を抛出する場合、その裏付けとして、B欄に掲げる書類を添付すること。

| A欄 | B欄 |
|------------------|--|
| 現金・預金 | <ul style="list-style-type: none"> ・預金残高証明書（10万円以上を抛出する場合は、金融機関に同額以上の預金があることの証明が必要。） ※複数の抛出者がいる場合には、証明時点を統一すること。 ※抛出対象の口座は、抛出者本人名義のもので、かつ、証明書のあて名人が抛出者本人となっていること。 |
| 医業未収金等 | <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬等の振込通知書の写し ※今回の申請では、原則として令和6年7月・8月診療分の実績から推計するため、同時期の振込通知書の写しを添付すること。 なお、<u>国民健康保険の振込通知書</u>における「●月審査分」とは、<u>診療月の翌月</u>であるため、注意すること。（例：「9月審査分」とは、8月診療分のこと。） ※源泉徴収後の差引振込額を基準とすること。 ※診療所の名称が確認できるようにコピーすること。（例：国民健康保険の場合、郵便物の宛名欄についてもコピーすること。） |
| 有形固定資産（非償却資産を除く） | <ul style="list-style-type: none"> ・資産ごとに、取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類（確定申告時に使用する電算様式を使用して差し支えない。） ・現物抛出の総額が<u>500万円以上</u>の場合は、現物抛出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。） ※証明については、中立性の確保の観点から、可能な限り認可申請の手続を代行する事務所等と関係がない第三者が行うこと。 |
| 法人に債務を引継ぐ場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・負債残高証明書及び債務引継承認書（様式例6-1～4） |

- 2 不動産（土地・建物）を賃貸借する場合は、以下アからウに掲げる書類を添付すること。

ア．賃貸借契約書の写し（使用貸借は不適當）

(注1) 個人で賃貸借契約をしている場合、法人化に当たり改めて貸借人を 医療法人社団〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇と表示した契約を締結する必要がある。この場合、次の事項を内容とする特約条項を付した賃貸借契約又は覚書(様式例11参照)を締結すること。

「本契約は、千葉県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立のうへは、貸借人の表示を「医療法人社団〇〇会」(理事長(〇〇 〇〇)、(XX市〇〇〇町・・・番地)と読み替えるものとする。」

また、契約期間は、長期かつ确实であることを要する。

(注2) 賃貸借物件の所在地を事務所とする場合、法人登記が禁止されていないことを、契約書やこれに付随する契約約款、管理規則等により確認すること。(特に、ショッピングセンター等の商業施設においては、法人登記が禁止されている場合があることから、注意すること。)

イ. 土地、建物等の賃借料の算出根拠等(第三者から賃借する場合は不要)

ウ. 賃貸人の所有を証する不動産(土地・建物)の登記事項証明書(全部事項証明書)。ただし、いわゆる雑居ビルの場合、土地の証明書は省略可。